

様式第 1

意見書

平成19年 8 月 22 日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 150-0011  
(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし  
住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F  
(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふぉーらむ  
氏名 モバイル・コンテンツ・フォーラム  
座長 東邦 仁虎  
メールアドレス info@mcf.to  
電話番号 03-5468-5091  
(連絡先:モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局)

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 別紙 1

### 「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」 に関する意見

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

#### 意見

「新競争促進プログラム 2010」と「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」には、電気通信市場における公正競争確保の観点から競争セーフガードの制度の運用に関する基本的な視点から具体的な方向性までが網羅されており、その方向性について基本的に賛同する。また、各種の競争セーフガード措置を有効に運用させることを行政の立場としての意見表明したことは非常に有益なことであると考えている。

基本的な視点については賛同するが個別項目について意見を提出する。具体的には、第二種指定電気通信設備に関するドミナント事業者（行為規制が課せられる）の認定にあたっては、25%以上という数値が明確に規定されている事を考えると指定の対象に関する検証が厳密に実施されることが重要であり、指定されない場合には、その理由が公表されるべきであると考えている。

一方で、指定要件として市場に対する影響を考慮する上では、通信ネットワークの世代毎に市場確定を行ない検証されることが必要だと考える。なぜなら、PDC に代表される 2G と cdma2000 1X や FOMA 等に代表される 3G、あるいは WIN や HSDPA に代表される 3.5G では、提供されるコンテンツやサービスが異なる（音楽分野では 2G の着メロから 3G の着うた、3.5G での着うたフルと世代毎に主要なコンテンツが変化している）ためである。例えば、移動通信分野全体のシェアでは第 2 位の通信事業者が 3.5G では市場の 90%近いシェアを占めておりこの市場に対して大きな影響力が存在する。そのような市場環境を前提とした場合、資料 2 にあるような不公正なプラットフォームの提供条件が問題ないかどうか十分な検証が必要であると考えている。

また、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に明記されているドミナント事業者を対象とした禁止行為として「不公正なポータルサービス利用条件の設定」が行なわれていないか十分な検証が必要である。なぜなら資料 2 にあるようにガイドラインに抵触するような事例があると考えているからである。

## 携帯電話事業者のプラットフォームに関する状況

事項	概要	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンクモバイル
加入者識別情報 (ユーザーID)	利用者課金モデル(キャリアの料金回収代行)の認証・課金では必須機能である。	・公式サイトのみで利用可能	公式サイト、一般サイトどちらでも利用可能	公式サイトのみで利用可能
個体識別情報 (端末ID)	ユーザーIDに代わる機能としてオープン化の一環で提供されている。	503 i以降の端末では利用可能	機能なし	機能なし
ポータルメニュー	端末のポータルボタン押しで接続できるポータルメニューの状況。 (URLを直接入力することで任意のポータルにアクセスする事は可能)	i MENUボタンを押した後のポータルメニューでは、自社のサービスである「DCMX」、「楽オク」が競合他社のサービスよりアクセスの優遇を受けている。  Iチャネルは、i MENUで天気・ニュースサービスを提供している競合他社よりアクセスの優遇	EZボタンを押した後のポータルメニューでは、自社関連のサービスすべてが競合他社のサービスよりアクセスの優遇を受けている。 (検索、オークション、CD・ゲーム・書籍等の販売、	Yahoo! ボタンを押したポータルメニューでは、自社の関連会社Yahoo!のサービスすべてが競合他社のサービスよりアクセスの優遇を受けている。
仕様書	コンテンツビジネスを行なう上で、端末、Web、アプリ等のキャリアが提供している機能の詳細な仕様が必要であるが、一般には基本的な情報しか提供されていない。公式サイトと一般サイトで提供されている情報に相違がある。	「作るう i モードコンテンツ」で基本的な情報は提供されているが、詳細な情報と制作ツールは公式サイトにのみ提供	「Ezfactory」で基本的な情報は提供されているが、詳細な情報と制作ツールは公式サイトにのみ提供	公式サイトとソリューションプロバイダー(審査が必要)に提供
提供できるアプリケーションの条件	Webサイトは制限なく接続できるがアプリケーションについては、制限がある。	制限なし	事前に許諾とプログラムソースの検証が必要。キャリアが指定したサーバーからのみ配信が可能。	事前に許諾が必要。キャリアが指定したサーバーからのみ配信が可能。
アプリケーションで利用できるAPI (GPS機能を利用する場合を例として)	アプリケーションを利用するための機能について制限がある。	制限なし	位置を随時測定することは可能であるが、ナビゲーション(車や人)を行なうためのAPIは自社以外には提供されていない。	許諾されたアプリのみ利用可能
コンテンツ配信サーバー	コンテンツを提供する上で必要な設備である。	制限なし	・着うたフル、EZチャンネル、ミュージックリップのコンテンツ配信には、KDDIのMOSサーバーを有料で使用しなければいけない。 ・CPが利用できる「EZチャンネル」では通信料金がデータ量に応じて課金されるが、自社関連がサービスを提供する「EZチャンネルプラス」では、定額の通信料金(300円/月)で提供されている。	3G端末向けに着うたフル、着うたのコンテンツ配信を行う際にはSoftbankのDRMサーバー(OMA-DRM)を使用してライセンスキーの発行をしなければならない。(無料)
他メディアとの連携 (PCと連携した音楽配信の状況)	他のメディアと連携したサービスについて	制限なし	PCと連携した音楽配信サービス「LISMO」では、1社以外は利用不可	超流通モデルについても上記DRM(OMA-DRM)を使用してライセンスキーを発行する必要がある。ただし、公式サイトを運営するCPに対しては、希望があれば利用が可能である。